

第 1 章 在職障害者の職業能力開発の背景

第1章 在職障害者に対する職業能力開発の背景

第1節 障害者職業能力開発にかかる関係法令等について

在職障害者に対する公共職業訓練（以下「在職者訓練」という。）は、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）に基づいて、障害者の特性にあった職業訓練を実施しているところである。また公共職業訓練では、ノーマライゼーションの理念に基づき、バリアフリー化を推進することにより、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練などを促進してきている。このような状況下において、在職障害者を雇用する企業の在職者訓練に係る企業ニーズを検討するため、その前提となる障害者雇用の関連法令等について次のとおり整理した。

1-1 障害者基本法

まず、障害者基本法の目的は、以下のとおりである。

第一条

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

さらに第十八条、第十九条の職業相談等及び雇用の促進等は、以下のとおりである。

第十八条

国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第十九条

国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

このように第十八条、第十九条は第十九条第二項を除いて国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとしている。そのためには、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介を実施して、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならないとしている。

1-2 国際労働機関

次に、国際的な見地から障害者の雇用に関する事項についてみると、国際労働機関（以下「ILO」という。）が、障害者の雇用・職業問題に総合的に取り組んできている。ILOとは、1919年に設立され、労働を通じて、社会正義を高揚し、人間の権利、尊厳、平等を促進させることを使命としている。そしてその中には、障害者のリハビリテーション、訓練、雇用、社会への統合といった分野も含まれている。まずは1944年のILO総会での「障害者の職業リハビリテーションに関する勧告」（99号勧告）採択が挙げられる。これはわが国の身体障害者雇用促進法制定（1960年）の大きなきっかけとなり、採択以来1970年代まで障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国際基準となってきた。また障害者を施設ケアの中へ閉じこめてしまうのではなく、社会の主流へと統合することを目的とした「ノーマライゼーション」の考え方で、多くの国々によって広く唱えられるようになった。

その後、障害者の「完全参加と平等」実現をめざす世界行動計画等、国際障害者年（1981年）以降の国際的な動きを踏まえ、1983年のILO総会で「職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する条約」（159号条約）及び同勧告（168号勧告）が採択された。この条約については、わが国において1992年6月12日に批准している。ILOでは、「職業リハビリテーションとは、継続的かつ総合的リハビリテーション過程のうち、障害者が適当な職業の場を得、かつそれを継続できるようにすることが出来るようにするための職業サービス。例えば職業指導、職業訓練、

及び選択的職業紹介を提供する部分をいう」と定義されている。さらに「職業リハビリテーションの目的は、障害者が適当な雇用につき、それを継続し、かつ、それにおいて向上することが出来るようにすること及びそれにより障害者の社会への統合または再統合を促進することにある」と規定した。

1-3 障害者の雇用の促進等に関する法律

わが国においては、1960年に身体障害者雇用促進法が制定され、1987年にすべての障害者を対象とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に名称が変更された。その後も段階的な改正を経て、現在に至っている。その目的は、以下のとおりである。

第一条

この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

この法律での主な措置として、以下のように事業主に対するものと障害者本人に対するものがある。

(1) 雇用義務制度

イ 雇用の義務

事業主は、雇用している従業員的一定割合以上の障害者を雇用する必要がある、この一定割合は、障害者法定雇用率とよばれ、現在の法定雇用率は表1-1のようになっている。

表1-1 現在の法定雇用率

	2018年4月	2021年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国・地方公共団体	2.5%	2.6%
教育委員会	2.4%	2.5%

2018年4月からは、算定式に精神障害者が加わり、法定雇用率が0.2%引き上げられるとともに、3年を経過するより前にさらに0.1%引き上げられることとされ、2021年3月に現行の法定雇用率となっている。

ロ 雇用納付金制度

障害者雇用は、事業主が相互に果たしていく社会連帯責任の理念に立ち、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図っている。そのため、障害者雇用率に達していない分を、障害者雇用納付金として納めることになっている。

ハ 助成金制度

障害者雇用納付金として納められたものは、企業が身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用する場合の作業設備や職場環境を改善するための各種助成金、特別の雇用管理や能力開発等を行うなどの経済的な負担を補填するため、雇用を多くしている企業への障害者雇用調整金などに活用されている。

(2) 差別禁止と合理的配慮の提供義務

イ 差別の禁止

雇用の分野において、障害者であることを理由として、そのほかの人と不当な差別的取扱いをすることが禁止されている。例えば、募集・採用や賃金、配置や昇進、教育訓練など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由に排除することや不利な条件を設けること、反対に障害のない人を優先することなどは、障害者であることを理由とする差別に該当する。

ロ 合理的配慮の提供

「合理的配慮」とは、障害がある人となない人の就労機会や待遇を平等に確保し、障害者が能力を発揮するために支障となっている状況を改善したり、調整したりすることである。障害の種類によっては、就業にどのような支障があり、どのような配慮が必要なのかが、見た目だけではわからない場合があり、障害の種類や障害者手帳の等級が同じ場合であっても、一人ひとりの状態や考え方は違うので、職場環境などによって求められる配慮も異なる。そのため、取るべき対応は個別性が高いものとなっている。

(3) 障害者職業生活相談員の選任

障害者が5名以上働いている事業所には、障害者職業生活相談員を選任する義務がある。障害者の雇用人数が5名以上になった場合、選任して公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に届け出なければならない。障害者職業生活相談員とは、障害者の職業生活全般の相談・指導を行い、障害者が企業に雇用された後に安定して就労を続けるための重要な役割を担う専門家である。

(4) 障害者雇用に関する届出

従業員を43.5人以上雇用している企業は、障害者を雇用する義務があり、その

障害者の雇用状況報告をハローワークに毎年提出しなければならない。また、障害者を解雇しようとする場合は、速やかにその旨をハローワークに届け出なければならない。

(5) 職業リハビリテーションの実施

職業リハビリテーションは、原則は以下のとおりである。

第八条

職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。

- 2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。

職業リハビリテーションを実施する機関は、具体的には以下のとおりである。

イ ハローワーク

障害者の態様に応じた、求人開拓、職業指導、職業紹介を実施する。

ロ 障害者職業センター

ハローワークと連携し専門的な職業リハビリテーションサービスを実施する。

ハ 障害者就業・生活支援センター

地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する。

1-4 職業能力開発促進法（能開法）

障害者を対象とした職業訓練は、一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）と障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）で行われ、その職業訓練の根拠法である能開法の目的は、以下のとおりである。

第一条

この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

また、能開法の職業能力開発促進の基本理念については、第三条四項のとおりである。

第三条

- 4 身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的又は精神的な事情等に配慮して行われなければならない。

さらに国及び都道府県が実施する職業訓練等については、第十五条の七のとおりである。

第十五条の七

国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

この条項の第五項では、公共職業訓練施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した障害者校の設置ができるとされている。

したがって、障害者を対象とした職業訓練は以下のように整理できる。

- ・一般校での障害のない方と一緒に受講する訓練
- ・一般校を活用しての障害者を対象とした訓練
- ・障害者校での障害者が障害特性に配慮を得て受講する訓練
- ・民間教育機関を活用した障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

職業訓練の具体的な実施については、職業能力開発促進法施行規則があり、公共職業能力開発施設を行う業務として、職業訓練の訓練課程の訓練基準を定めた内容を実施することとしている。障害者校の訓練の実施方法は第二十条に規定している。

第二十条

障害者職業能力開発校の長は、厚生労働大臣の定めるところにより、訓練生の身体的又は精神的な事情等に配慮して第十条から第十五条までに定める基準の一部を変更することができる。

また本研究の対象となる職業訓練の種類は、表1-2の黄色に掲げた普通職業訓練の短期課程、高度職業訓練の専門及び応用短期課程となる。

表1-2 職業訓練の種類と概要

種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者または高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となりするために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1年 総訓練時間 1,400時間以上 中学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上(管理監督者コースにあつては、10時間以上)
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間60時間以上

第2節 障害者訓練を実施している職業能力開発校について

前節1-4で述べたとおり、障害者を対象とした職業訓練は、まず一般校での障害のない方と一緒に訓練を受講することである。その訓練の受講が困難な方は、①障害者校における職業訓練、②一般校における障害者を対象とした職業訓練、③障害者の多様なニーズに対応した委託訓練がある。

令和2年度現在、①の障害者校は、主に求職の申込みをしている障害者（以下「求職障害者」という。）を対象とした職業訓練を中心に、国が設置する公共職業能力開発施設（能開法施行規則別表第1）の13校（うち、都道府県が運営している校が11校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が運営している校が2校）と、府県が設置・運営している6校のあわせて19校で、表1-3のとおりである。

表1-3 障害者校の一覧（令和2年度）

	施設名	種別	都道府県
1	北海道障害者職業能力開発校	国立道営	北海道
2	青森県立障害者職業訓練校	県立	青森県
3	宮城障害者職業能力開発校	国立県営	宮城県
4	中央障害者職業能力開発校 （国立職業リハビリテーションセンター）	国立機構営	埼玉県
5	千葉県立障害者高等技術専門校	県立	千葉県
6	東京障害者職業能力開発校	国立都営	東京都
7	神奈川障害者職業能力開発校	国立県営	神奈川県
8	石川障害者職業能力開発校	国立県営	石川県
9	岐阜県立障害者職業能力開発校	県立	岐阜県
10	静岡県立あしたか職業訓練校	県立	静岡県
11	愛知障害者職業能力開発校	国立県営	愛知県
12	京都府立京都障害者高等技術専門校	府立	京都府
13	大阪障害者職業能力開発校	国立府営	大阪府
14	兵庫障害者職業能力開発校	国立県営	兵庫県
15	兵庫県立障害者高等技術専門学院	県立	
16	吉備高原障害者職業能力開発校 （国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）	国立機構営	岡山県
17	広島障害者職業能力開発校	国立県営	広島県
18	福岡障害者職業能力開発校	国立県営	福岡県
19	鹿児島障害者職業能力開発校	国立県営	鹿児島県

表1-4 障害者訓練を実施している一般校の一覧（令和2年度）

	施設名	都道府県
1	北海道立函館高等技術専門学院	北海道
2	北海道立旭川高等技術専門学院	
3	茨城県立水戸産業技術専門学院 水府町校舎	茨城県
4	埼玉県立職業能力開発センター	埼玉県
5	千葉県立我孫子高等技術専門校	千葉県
6	東京都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校	東京都
7	東京都立城南職業能力開発センター	
8	東京都立城東職業能力開発センター	
9	新潟県立新潟テクノスクール	新潟県
10	石川県立金沢産業技術専門校	石川県
11	福井県立福井産業技術専門学院	福井県
12	山梨県立就業支援センター	山梨県
13	愛知県立名古屋高等技術専門校	愛知県
14	愛知県立岡崎高等技術専門校	
15	三重県立津高等技術学校	三重県
16	滋賀県立高等技術専門校 草津校舎	滋賀県
17	京都府立福知山高等技術専門校	京都府
18	大阪府立北大阪高等職業技術専門校	大阪府
19	大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	
20	奈良県立高等技術専門校	奈良県
21	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	和歌山県
22	鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校	鳥取県
23	島根県立東部高等技術校	島根県
24	岡山県立南部高等技術専門校	岡山県
25	岡山県立北部高等技術専門校 美作校	
26	熊本県立高等技術専門校	熊本県
27	宮崎県立産業技術専門校 高鍋校	宮崎県
28	沖縄県立具志川職業能力開発校	沖縄県
29	沖縄県立浦添職業能力開発校	

厚生労働省のWebサイト「ハロートレーニング（障害者訓練）」のページによると、令和2年度、②の障害者を対象とした職業訓練（委託訓練を除く）を実施している都道府県立の一般校は29校となり、表1-4のとおりである。③の委託訓練は、求職障害者を対象とした職業訓練が全国で実施されている。

47 都道府県のうち、障害者校と一般校をあわせて、職業能力開発校で障害者訓

練を実施していない（委託訓練は除く）都道府県は、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、長野県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県の16県となっている。